

商品、保有技術の発信力を強化する！

自社に合ったデザイナーを探す！

平成30年度デザイン開発・活用案件の募集について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、「デザイン実践事業」事務局では、都内中小企業の皆様からデザイナーとの協働を希望する案件を募集いたします。下記の通り詳細をお知らせいたします。

<目次>

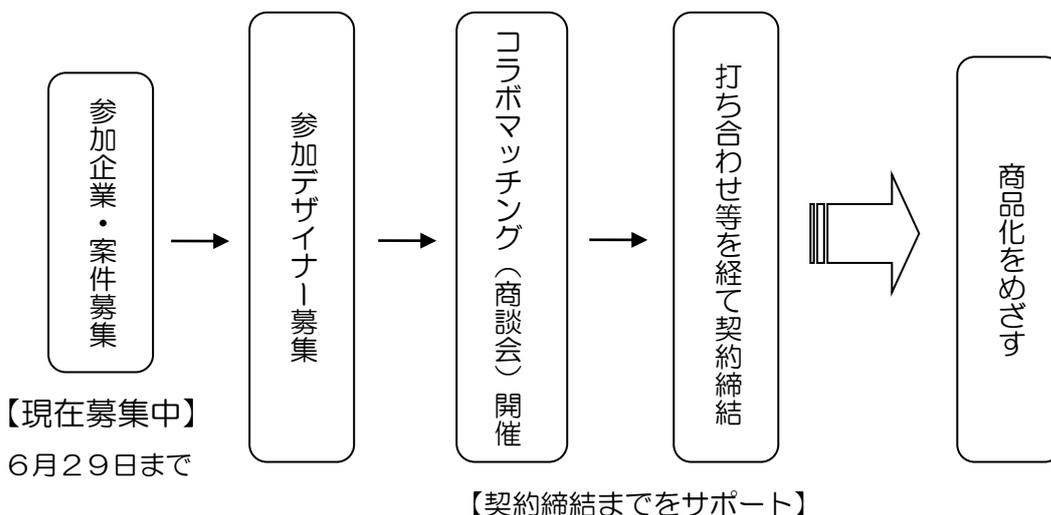
1. 概要	2
2. 協働へ向けた流れ	2
3. デザイン案件について	2
4. 応募資格	3
5. スケジュール	3
6. 応募方法	4
7. デザイン依頼対象者について	4
8. 事業所・工場見学について	4
9. コラボマッチングについて	5
10. 初回打ち合わせ日について	5
11. プレゼンテーションについて	5
12. デザイン費用について	5
13. デザイナーとの契約について	5
14. その他	6
15. 事務局	7

1. 概要

本件は、優れた提案力を持つデザイナーと都内の中小企業が協働することにより、都内のものづくりをデザインの視点から支援する目的で実施いたします。

自社商品をデザインの手で安心感や信頼感を高めより魅力的なものにしたい、パンフレットの印刷物やHPなど広告・販促デザインの開発により商品のPRを強化したい、自社技術の優れた実績の発信力を高め必要とする顧客との接点づくりへの効果的アプローチ方法を見つけたい。このような要望を持つ中小企業が、自社の目的に合うデザイナーを見つけ、デザイナーとの協働をスムーズにはじめられるようサポートいたします。デザイン実践事業へのエントリーが、対外発信力の強化を図ると同時に“自社の強み”を社員の皆様が改めて見つめ自信を持つという副次的効果を高めることを期待します。

2. 協働へ向けた流れ



3. デザイン案件について

案件の対象は、以下のいずれかにあてはまるものとします。

- ①新商品のプロダクトデザイン（新商品開発）
- ②現行商品を刷新するためのプロダクトデザイン（大幅な商品改良）
- ③商品、優れた保有技術の訴求力を強化するためのデザイン開発（パッケージ・パンフレット・HP・顧客との接点づくりへの提案、企業メッセージや販売促進に係る新しい訴求手法の開発・デザインの創出）

4. 応募資格

応募資格は、次の条件（１）～（３）をすべて満たす都内の中小企業です。

- （１）都内に主たる事業所を有し事業を営んでいること（都内に登記があること）
また、中小企業基本法に準拠した中小企業であること（下記表を参照）

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金	常時雇用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業・ ソフトウェア業・情報処理 サービス業・その他の業種 （②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

- （２）次に掲げる事由をすべて満たすことが必要です

- ①前項のデザイン案件①～③のいずれかに合致した、新たなデザイン開発を行う意欲がある企業
- ②平成30年9月14日（金）コラボマッチングに事業責任者が出席できること
- ③募集以後の経過等に関して事務局からのヒアリングが可能であること。また、当社が実施する事業に関して協力が可能であること
- ④デザイナーによる企業訪問への対応ができること
- ⑤デザイナーと締結した際「契約書」の写しを事務局に送付いただくこと

- （３）次に掲げる除外事由に該当しないもの

- ①過去5年の間に法令に違反した事実のある企業等
- ②その他該当募集の応募により生活環境の保全及び公衆衛生に支障をきたすおそれのあるもの

5. スケジュール（予定）

- （１）応募書類提出締切日・・・・・・・・平成30年6月29日（金）
- （２）参加デザイナーの受付・・・・・・・・平成30年7月17日（火）～
平成30年7月31日（火）
- （３）マッチング希望調査・・・・・・・・平成30年8月20日（月）～8月31日（金）
＊コラボマッチングへ参加するデザイナーを参加企業へお知らせします。
＊参加企業より面談を希望するデザイナーを事務局までお知らせいただきます。
- （４）事業所・工場見学（希望企業のみ）・・・平成30年9月初旬
- （５）コラボマッチング・・・・・・・・平成30年9月14日（金）

- (6) 初回打ち合わせ日・・・・・・・・平成 30 年 10 月中（参加企業にて実施）
- (7) プレゼンテーション・・・・・・・・平成 30 年 11 月頃
- (8) 契約締結・・・原則、初回打ち合わせ日より 2 ヶ月以内に契約締結し開発スタートをお願いします。

6. 応募方法

(1) 応募書類提出締切日

平成 30 年 6 月 29 日（金）まで

※応募締切日までに必着

(2) 応募方法

ダウンロードページのエントリーシートへ必要事項を記入し、下記提出書類と合わせて事務局までご応募ください。

(3) 提出書類及び送付方法

①エントリーシート：E-mail でお送りください（手書きはご遠慮下さい）

②企業案内等（事業内容がわかる資料）：E-mail または郵送ください

③秘密保持に関する誓約書（押印されたもの）：原本を郵送ください

※ご提出頂いたエントリーシートの内容は、「東京デザイナー情報」登録デザイナーおよび都内のデザイン系学部を持つ大学へ公開いたします。差し支えない範囲でご記入ください。

※提出書類は返却致しませんので、予めご了承下さい。

7. デザイン依頼対象者について

本件のデザイン依頼対象者は、「東京デザイナー情報」登録デザイナーおよび、都内のデザイン系学部を持つ大学の学生となります。

※「東京デザイナー情報」<http://www.designer-db.tokyo.jp/>

※大学へ依頼する場合は、原則、開発方向討議～ニーズ/シーズ収集分析～アイデア項目出し/検討～顧客ニーズ討議～スケッチ制作～商品コンセプトの策定～簡単なモックアップ製作までを対象とし参加学生のフットワークで推進します。

8. 事業所・工場見学について【9月初旬を予定】

コラボマッチングにて面談を希望するデザイナーに、コラボマッチング前に事業所や工場を見学してもらうことが出来ます。事前にデザイナーに事業所・工場を見学してもらうことで、コラボマッチング当日は具体的な商談内容が期待できます。

事業所・工場見学を希望される場合は、エントリーシートへ記入をお願いいたします。

なお、希望があった場合も、日程調整等の状況により見学を実施出来ない場合もございますので、予めご了承下さい。

9. コラボマッチングについて【9月14日（金）】

コラボマッチングとは、今回ご応募いただいた参加企業と、デザイナーが一堂に会し、面談をする機会です。当日は、複数のデザイナー（昨年度平均約8社）との面談を予定しています。（面談時間はデザイナー1社あたり30分程度）

事前に面談の時間割・組み合わせをお知らせいたしますので、コラボマッチングでは、参加企業から具体的な案件の内容、要望などをご説明いただくとともに、デザイナーから自社の強み、制作範囲などについて個別にお話しいただきます。

コラボマッチング終了後、参加企業、デザイナーより「最終マッチング希望用紙」にて協働を希望する相手をお知らせいただきます。いただいた「最終マッチング希望用紙」に基づき事務局で仮マッチングを検討し、結果を通知いたします。

多くの企業、デザイナーに協働の場を提供するため、原則、企業1社につきデザイナー1社の斡旋といたします。

10. 初回打ち合わせ日について【10月中を予定】

事務局より通知した参加企業とデザイナーの両方で、デザインの提案に関することや、契約に関すること、今後のスケジュール等について打ち合わせを行っていただきます。場所は参加企業の事務所を予定しておりますので、エントリーシートに初回打ち合わせ予定日のご記入をお願いいたします。当日は、事務局も立ち会います。

11. プレゼンテーションについて【11月を予定】

案件に対する提案をデザイナーよりプレゼンテーション（スケッチやイメージなどを用いた説明）をしていただきます。プレゼンテーションを経て、協働開始について参加企業、デザイナーの双方が最終決定していただきます。

12. デザイン費用について

参加企業がデザイナーに支払う負担金（デザイン費用）およびその支払方法は、協働開始前に双方で協議し、合意の上で契約書に記載していただきます。

エントリーシートの「デザイン費用」欄は、現段階で貴社で予定されているデザイン開発に充当できる総額（デザイナーへ支払う予定総額）を必ず記載ください。

13. デザイナーとの契約について

参加企業とデザイナーの両方で協議の上、必要な契約を書面で締結していただきます。

契約内容として、次の内容を確認した上で協働を開始していただきます。

【契約内容】

- ①デザイン開発範囲（どの範囲までを依頼するかなど）
- ②トータル経費（デザイン開発費、試作費、材料費、打ち合わせのための交通費など諸経費を含む費用）

③成果物の知財の出願費負担と権利の帰属（不採用のデザインを含む）

④費用の支払い方法

⑤秘密保持 など

大筋合意した時点での契約書案（捺印前）を、企業より事務局に提出していただきます。また、捺印し締結した契約書は、コピーを企業より事務局に提出していただきます。

原則、本事業は、契約成立をもって終了となります。事務局の出席は原則、デザイン協働開始後の中間チェックミーティング出席までとなります。

契約締結とその後のデザイン案件の協議は、あくまで当事者間の判断と責任において行ってください。参加企業、デザイナーが被ったトラブルや訴訟等に関して、事務局は一切の責任を負わないものとします。

14. その他

(1) コーディネーターについて

協働にあたっては、デザイン開発にノウハウのあるコーディネーターが当事業のサポートを行います。ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

(2) デザイン活用ガイドについて

デザインの導入を考える方、実際にデザイン活用を図っている企業の方に向けて「デザイン活用ガイド」を発行しております。詳しくは、こちらをご覧ください。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/design/guide.html>

(3) 都の関連機関の活用について

機器利用の希望や相談等がある場合には、コーディネーターが公益財団法人東京都中小企業振興公社の専門相談員や下記の関連機関をご案内します。

【機器利用、技術相談等】

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

開発本部 開発第三部 デザイン技術グループ

住 所 〒135-0064 東京都江東区青梅 2-4-10

電 話 (03) 5530-2180

URL <http://www.iri-tokyo.jp/>

【意匠、商標、著作権、特許等知的財産関連の相談】

東京都知的財産総合センター

住 所 〒110-0016 東京都台東区台東 1-3-5 反町商事ビル 1階

電 話 (03) 3832-3656

URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

15. 事務局（書類提出先・問い合わせ先）

公益財団法人東京都中小企業振興公社

経営戦略課「デザイン実践事業」事務局

住 所 〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9 階

電 話 (03) 5822-7250

FAX (03) 5822-7233

E-mail design@tokyo-kosha.or.jp